

岡山県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との連携及び協力に関する包括協定書

岡山県（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の発展に向けた連携及び協力の強化について、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、甲及び乙がそれぞれ保有する資源を有効に活用し、地域経済の活性化に向けた取組に関する連携及び協力を強化することにより、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙が相互に連携及び協力を行う事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災及び減災並びにリスクマネジメントに関すること。
- (2) 災害時における支援対策に関すること。
- (3) 地域産業の振興及び中小企業等の支援に関すること。
- (4) 農林水産業の振興に関すること。
- (5) 少子化対策及び子育て支援に関すること。
- (6) 女性の活躍及び働き方改革に関すること。
- (7) 地域の安全及び安心に関すること。
- (8) 観光振興に関すること。
- (9) 健康増進に関すること。
- (10) 高齢者及び障害者の支援に関すること。
- (11) 教育の振興に関すること。
- (12) 環境の保全に関すること。
- (13) 県のイメージアップの推進及び情報発信に関すること。
- (14) その他両者が合意した事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を実施するため、個別の企業又は個人（以下「企業等」という。）の情報を相手方に提供する場合は、甲乙それぞれの責任において、事前に企業等から同意を得る等必要な手続を行うものとする。

（個別協議）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項の連携及び協力を行うに当たり、双方で協議を行い、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について別途取り決めるものとする。

（目的外利用の禁止及び秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定の規定により相手方から提供を受けた情報（文書、電磁的記録その他方法を問わず、その複製物及び当該情報を基に作成された資料を含む。以下同じ。）を第1条第1項の目的以外の目的に使用しないこと及び第三者（甲及び乙並びにこれらの外郭団体、関連会社等の役員及び職員並びに弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家であってこの協定と同等以上の秘密の保持に関する義務を負ったものを除く。以下同じ。）に開示しないことに合意するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報を同項の目的以外の目的に使用し、又は第三者に開示する場合は、この限りでない。

- (1) 事前に相手方の書面による承諾を得て第三者に開示する情報
- (2) 相手方から提供を受けた際に既に公知となっている情報
- (3) 相手方から提供を受けた後、当該提供を受けた者の故意又は過失によることなく公知となった情報
- (4) 相手方から提供を受ける前に取得していたことを立証することができる情報

(5) この協定に違反することなく、かつ、秘密の保持に関する義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から取得した情報

(6) 相手方から提供を受けた情報を使用することなく取得した情報

(7) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）その他の法令等の規定により開示しなければならない情報

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間の満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれか一方から何ら意思表示がないときは、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後についても同様とする。

（その他）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年11月19日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

伊原木 隆太

乙 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
専務執行役員 地方創生プロジェクトオーナー

吉田 靖之